

[事案 23-148] 新契約無効請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

自分が希望していた保障内容とは違うことを理由に、契約の無効を求める申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 3 月に終身保険に加入したが、下記のとおり、契約申込に際し不適切な点があるので、契約を取消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 3 大疾病一時金 450 万円、死亡高度障害一時金 1,000 万円の保障内容が一生涯保障される保険を希望し、終身保険に契約したが、実際には、3 大疾病保障定期保険特約の保障期間が 10 年間、終身保険金額が 100 万円であるなど、希望していた保障内容とは異なっていることが分かった。
- (2) 募集人に診断書を渡したが、返却されていない。
- (3) 診査医の診査を受ける際、「特に問題ない」と回答するよう、募集人に誘導された。
- (4) 意向確認書に記入する時、説明がなく記入を迫られた。

<保険会社の主張>

申立人は、契約申込前に作成された本件終身保険の提案書を所持しており、平成 21 年 1 月の契約申込手続に同行していたトレーニングリーダーは、営業職員は提案書に記載されたとおりの保障内容を説明しており、申立人が今回申し出ているような保障内容についての要望はなかった旨供述している。その他、本件各保険契約の申込みの際して、不適切な点は認められない。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤による契約の無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実および申立人が申込み当時 40 代であり、十分な判断能力があったと考えられること、申立人が金融業に従事していたこと等も総合考慮すると、申立人には、錯誤が存在したと認めることは困難であり、仮に、申立人に要素の錯誤が存在していたとしても、錯誤に陥るについて重大な過失があったと言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできず、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申込書の裏面および「お申込内容 お客様控」には、「3 大疾病保障定期保険特約保険金額」及び「疾病障害保障定期保険特約保険金額」が、いずれも 450 万円であり、保険期間は、いずれも 10 年間であることが明記されている。
- (2) 募集人が説明時に使用したと推認できる提案書にも、「3 大疾病保障定期保険特約」及び「疾病障害保障定期保険特約」の保険金額はいずれも 450 万円であり、保険期間はいずれも 10 年間であることが明記されている。
- (3) 「意向確認書」には、「お申込みをいただくにあたり、ご契約者様に特にご確認を頂きたい事項」として、「主契約・特約の保障金額（保険金額・給付日額等）はご契約者様の

ご要望やご意向に合致した内容となっている。」、「主契約・特約の保障期間（保険期間・特約保険期間・更新有無等）はご契約者様のご要望やご意向に合致した内容となっている。」という項目があり、申立人は、「確認結果欄」の「はい」に○印を記入し、自署している。

- (4) 申立人は、医師による診査の際、募集人による告知誘導があったと主張するが、これを裏付ける証拠はなく、そもそも告知誘導の有無自体は保険契約の効力とは関係ない。
- (5) 申立人は、保険会社に預けた健康診断書が未返却であると主張し、返却の有無について争いがあるが、この点は保険契約の効力とは関係がない。
- (6) 申立人は、意向確認書に記入する際、募集人による記入誘導があったと主張するが、これを裏付ける証拠はなく、そもそも記入誘導の有無自体は保険契約の効力とは関係がない。